

令和2年5月1日

新型コロナウイルスの影響を受けているお客様に対する 「条件変更手数料」の免除対応について

高崎信用金庫（理事長 新井久男）では、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けているお客さまをご支援するため、下記の通り、令和2年5月1日（金）より当面の間、ご利用中のお借入に関し、返済条件変更手続きにかかる手数料を免除する取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 「条件変更手数料」免除の概要

| | |
|----------|---|
| 対象のお客さま | 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている法人、 個人事業主および個人のお客さま |
| 対象となる資金 | 事業資金、住宅資金、個人消費資金 |
| 免除となる手数料 | 既存のお借入（事業資金、住宅資金、個人消費資金）について、 返済猶予等の条件変更を行う際の手数料（5,500円） |

2. お取り扱い期間

令和2年5月1日（金）より当面の間

以 上